

消費者委員会のこれまでの活動実績と 今後のあり方について

(参考資料)

平成 24 年 4 月 10 日
消費者委員会委員長
河上 正二

消費者委員会

消費者委員会（以下「委員会」という。）は、消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みであり、かつ、消費者庁を含めた関係省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関として、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき置かれる機関である。

<経緯>

第 171 国会（平成 21 年）における「消費者庁関連三法案」の消費者委員会に係る国会審議の経緯は以下のとおり。

- 当初の政府案においては、消費者庁の下の審議会として、委員 15 人以内とする「消費者政策委員会」を設置するとされていた。
- これに対し、民主党から、内閣の各省庁から独立した「消費者権利院」の下に、委員 5 人で組織される「消費者権利委員会」を設置するとした、「消費者権利院法案」が提出された。
- 与野党協議を経て、「消費者政策委員会」を内閣府の外局たる消費者庁から切りはなし、内閣府に設置することとした。さらに名称を「消費者委員会」に改めるとともに、委員の人数も 10 人以内とした。

<組織>

- (1) 委員会は、内閣府に置かれる（内閣府設置法第 37 条に基づくいわゆる 8 条機関）。
- (2) 委員会の委員は、独立してその職権を行う。
- (3) 委員会には、委員、臨時委員及び専門委員を置く。
- (4) 委員は 10 人以内とし、任期は 2 年とする。勤務形態は非常勤。
- (5) 委員会に事務局を設置。

<所掌事務>

- (1) 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項に関し、自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。
- (2) 内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議する。
- (3) 消費者安全法の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めるほか、個別の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

消費者庁及び消費者委員会設置法附則／国会附帯決議
(消費者委員会関連部分)

1. 消費者庁及び消費者委員会設置法附則

- 二 政府は、消費者委員会の委員について、この法律の施行後二年以内の常勤化を図ることを検討するものとする。
- 三 政府は、この法律、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第四十九号）及び消費者安全法（以下「消費者庁関連三法」という。）の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況、消費生活相談等に係る事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

2. 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議

(1) 平成 21 年 4 月 16 日 衆議院消費者問題に関する特別委員会

- 二 消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。
- 三 消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、適宜適切に協力して職務に当たること。
- 四 消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢・性別等の構成について十分配慮すること。
- 五 初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとする。
- 六 消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は速やかに対応すること。また、関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報に関しても、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに対し、積極的に対応すること。
- 七 内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。
- 八 消費者委員会の独立性を担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務

局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、同委員会の補佐に万全を図ること。

十九 今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、その工程表も含め消費者委員会で検討を行うこと。

二十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

(2) 平成 21 年 5 月 28 日 参議院消費者問題に関する特別委員会

三 消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。

四 消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のため、各々の独立性を堅持しつつ、情報の共有を始めとして、適宜適切に協力して職務に当たること。

六 消費者委員会の委員長及び委員は、すべて民間から登用するものとし、その年齢、性別、専門性等について十分配慮すること。また、委員の任命理由を明確化する等、説明責任を果たすよう努めること。

七 初代の消費者委員会の委員の三人について、常勤的に勤めることが可能になるように人選し、財政的な措置も行うこと。またその他の委員についても、委員としての職務に専念できるような人選を行うように努めるものとする。

八 消費者委員会からの関係行政機関の長への報告徴求、資料の提出要求等に対しては、各行政機関は迅速かつ誠意をもって対応すること。関係行政機関の長は、その有する民間事業者に係る情報及びその所掌に係る民間事業者に関する情報についても必要に応じて収集・分析を行い、個人情報や企業秘密、適正手続の確保に配慮しつつ、消費者委員会からの求めに応じ、積極的な提供に努めること。

九 消費者委員会が個別具体的な事案に関して「勧告」を行うにあたっては、当該事案に関して的確な情報を得た上で、その必要性を踏まえたものとする。消費者庁及び消費者委員会設置法第八条の「資料の提出要求等」の権限が、その情報収集のための法的担保として設けられているものであるが、事実上の情報収集の手段として、消費者や事業者等からの自発的な通報・提供という形で情報を得ること、消費者委員会の要請に対して事業者等が自ら進んでこれに協力する等の形で、消費者委員会が事情説明や資料提供等を受ける等の調査を行うことまで否定しているわけではないことに留意すること。

十 内閣総理大臣、関係行政機関の長等は、消費者委員会からの建議又は勧告に対して、迅速かつ誠実に対応すること。

十一 消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、

その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、その所掌事務を行うために十分な人員を確保することにより、同委員会の補佐に万全を図ること。

二十四 今後三年程度の集中育成・強化期間後の国による支援の在り方や、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について、実態調査等を行うとともに、集中育成・強化期間の取組を踏まえ、その後も適切な対応が講じられるよう配意し、工程表も含め消費者委員会で検討すること。なお、検討に当たっては、広域的な設置を含め地域の実情に応じた消費生活センターの設置、P I O-N E Tの整備、相談員の資格の在り方についても十分配意すること。

二十六 消費者安全法第二十条の趣旨にのっとり、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に対し、消費者の利益の擁護及び増進のため、内閣一体となった取組が行われるよう、誠意をもって対応すること。

また、内閣総理大臣は、消費者委員会から勧告を受けたときは、当該勧告の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、適切な対応を行うこと。

三十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

消費者委員会の建議・提言等の概要と主な成果

平成24年3月末現在

1. 建議（8件）

| 建議 | 建議の概要 | 主な成果 |
|--|--|--|
| <p>「自動車リコール制度に関する建議」 (平成22年8月27日)</p> <p>【提出先】 ・国土交通大臣 ・内閣府特命担当大臣（消費者）</p> | <p>①リコールの端緒となるユーザーからの事故・不具合情報の収集および公表制度の抜本的な改善（「自動車不具合情報ホットライン」の消費者への周知、メーカーへの事故・不具合情報の事実確認の適時の実施および公表など）</p> <p>②事故情報データバンクの運用の改善（国土交通省の保有する事故・不具合情報等について新たに掲載等）</p> <p>③事故・不具合情報やリコールに対する分析・検証の改善（再リコール事案については適切かつ効果的な技術検証を実施、メーカーに対する監査方針の見直し）</p> <p>④リコールの迅速な届出の促進、リコール情報の効果的な周知、リコール関連制度の一層の周知・あり方の見直し</p> | <p>【国土交通省】</p> <p>○自動車団体13団体等のホームページにリンクを設置したり、自動車検査証の裏面に紹介を掲載したりするなど、「<u>自動車不具合情報ホットライン</u>」の周知を実施。</p> <p>○ユーザーからの不具合情報の収集や調査分析体制を強化するため、「<u>不具合情報調査推進室</u>」を新設するとともに、<u>交通安全環境研究所の技術検証体制を強化</u>。</p> <p>○再リコール案件について、必ず技術検証をかけることをルール化。</p> <p>○<u>リコールの実施の最終決定から国土交通省に届け出るまでの期間に係る基準日を設定して、関係規定を改正</u>。</p> <p>【消費者庁】</p> <p>○<u>国土交通省が保有する自動車に係る事故・火災情報を、事故情報データバンクに反映</u>。</p> |
| <p>「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」 (平成22年12月17日)</p> <p>【提出先】 ・厚生労働大臣</p> | <p>①短期解約特例制度（いわゆる90日ルール）についての法制化・明確化</p> <p>②前払金の保全措置の徹底（直罰規定の導入、都道府県に対する効果的な指導等の要請）</p> <p>③その他規定の明確化等（指導指針の規定の実効性の確保・明確化、消費者が情報入手・相談できる公的な仕組みの整備）</p> | <p>○<u>老人福祉法において、有料老人ホームの短期解約特例制度を導入する内容の改正法案が成立（平成24年4月施行）</u>。</p> <p>○各都道府県担当部局長あてに、短期解約特例の未導入・前払金保全義務の不履行の問題について、報告徴収等による実態把握、改善命令を視野に入れた指導徹底を求める内容の<u>通知を发出（平成23年1月）</u>。</p> |
| <p>「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」 (平成23年4月15日)</p> <p>【提出先】 ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・総務大臣</p> | <p>①「地方消費者行政活性化基金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」等、国による地方に対するこれまでの支援策に係る検証・評価</p> <p>②広域連携に対する国による支援策の実施による相談ネットワークの充実</p> <p>③P I O - N E T の入力費用に対する国の一定の負担の検討</p> <p>④地方における法執行体制の強化</p> | <p>○第64回委員会（平成23年8月5日）において、「<u>集中育成・強化期間</u>」後の<u>地方消費者行政の充実・強化に向けた取り組みの工程表を提示</u>。</p> <p>○「<u>地方消費者行政活性化基金</u>」の増額を平成24年度当初予算として計上。</p> |
| <p>「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」 (平成23年5月13日)</p> | <p>①都道府県の宅建業法所管部局が悪質な勧誘を行う事業者の情報を的確に把握できるような体制の整備</p> <p>②特商法に基づき行う処分実施に係る資料の消費者庁からの提供と、国交</p> | <p>○国土交通省の各地方整備局等の<u>宅建業法所管部局に対し、悪質な勧誘事案について厳正な対処を要請する文書を发出</u>。併せて都道府県に対しても協力要請（平成23年5月）。</p> |

| 建 議 | 建 議 の 概 要 | 主 な 成 果 |
|--|---|---|
| <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣 ・内閣府特命担当大臣（消費者） | <p>省による、資料に基づく指導監督の実施方法等の整理、地方整備局等及び都道府県による調査・処分の厳正化の要請</p> <p>③規則の実効性確保を図る観点から、 (i)再勧誘の禁止、(ii)長時間・夜間勧誘等の禁止、(iii)威迫行為に対する罰則強化、(iv)勧誘時における販売目的・業者名の告知、(v)クーリングオフの適用除外等について、規定の明確化、法制化等について検討</p> | <p>○P I O - N E T に登録されている相談情報から、<u>特定のできる宅建業者に係る情報を整理した上で、該当する地方整備局等及び都道府県に提供し、地方整備局等に対して事実関係の確認等を行うよう指示（平成23年7月）。</u></p> <p>○宅建業法所管部局が宅建業者等に対して、<u>悪質な勧誘に係る行政処分、行政指導等を行った場合の情報共有について通知（平成23年7月）。</u></p> <p>○消費者庁が主催する特商法に関する「平成23年度消費者庁所管法令執行担当者研修（専門研修）」へ国土交通省担当者が参加した上で、<u>宅建業法に基づく立入検査等、指導監督の実施方法等の整理について検討（平成23年6月・9月）。</u></p> <p>○宅建業法施行規則における勧誘に係る禁止行為規定を改正（平成23年10月施行）。</p> |
| <p>「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」 （平成23年7月22日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・総務大臣 ・文部科学大臣 ・厚生労働大臣 | <p>①重大事故等の情報の収集強化・収集範囲拡大</p> <p>②緊急を要する事故情報の公表</p> <p>③事故発生後の効果的な注意喚起等による回収策・被害拡大防止の強化</p> <p>④誤使用・非重大事故情報に係る収集・分析・活用</p> <p>⑤各事故情報の収集・分析・活用を強化するための体制強化</p> | <p>○消費者庁において、平成23年11月に「<u>入手情報点検チーム</u>」を設置し、情報の適切な処理とそれに基づく対応に努めている。</p> <p>○<u>消費者安全法に基づく重大事故等の消防庁から消費者庁への通知について、消防庁と消費者庁とで協議を行い、平成23年2月から、通知する対象を、消防機関が製品起因であると判断したものだけでなく、製品起因が疑われるものにも拡大して運用。</u></p> <p>○緊急を要する事故情報の公表として、平成23年8月9日に、<u>こんにやく入りゼリーが原因として疑われた窒息事故（※）、同8月12日にエア遊具による事故について、緊急の注意喚起がなされており、迅速な公表の姿勢が見られる。</u> （※）後日、こんにやく入りゼリーが原因ではなかった事故として追加公表済み。</p> |
| <p>「住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議」 （平成23年8月26日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣 | <p>①消費者からの相談に一元的なネットワークにより対応できる仕組みの構築</p> <p>②地方自治体との連携による取組の充実（リフォーム瑕疵保険制度、住宅リフォームに関する参考情報、クーリングオフに関する情報の周知・支援等）</p> <p>③消費者支援制度の認知度を高めるための取組（固定資産税・都市計画税の納税通知書の封筒に記載等）</p> <p>④これまでの取組状況についての検証</p> | <p>○地方自治体の<u>住宅リフォーム相談窓口担当者、消費生活センター相談員等に対する講習会を全国15箇所で開催。</u>その際、<u>特商法に基づくクーリングオフ制度、不実告知等への対応等についてポイントをまとめた資料を作成し、配布・説明。</u></p> <p>○リフォームに係る消費者支援制度についてとりまとめた「<u>住宅リフォーム支援制度ガイドブック</u>」について、<u>見直しを行い、HPへ掲載するとともに、各地方自治体の相談窓口に配付。</u></p> |

| 建 議 | 建 議 の 概 要 | 主 な 成 果 |
|--|---|--|
| | 等の実施 | <p>○リフォーム瑕疵保険制度等の消費者支援制度について直接消費者に周知するため、<u>消費者向けのイベントを全国 53 箇所で開催。</u></p> <p>○復興支援・住宅エコポイント制度のポイント発行対象にリフォーム瑕疵保険への加入が追加されたことから、<u>全国 13 箇所で開催した復興支援・住宅エコポイント制度説明会において、リフォーム瑕疵保険制度の紹介等を実施。</u></p> <p>○住宅瑕疵担保責任保険への加入がなされた住宅（約 34 万件）取得者を対象に、<u>住宅リフォーム・紛争処理支援センターが実施する相談業務やリフォームに係る消費者支援制度の概要を記載したダイレクトメールと、「住まいるダイヤル」のロゴ及びナビダイヤルを記載したクラックスケールを発送。</u></p> |
| <p>「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」 (平成 23 年 12 月 21 日)</p> <p>【提出先】 ・厚生労働大臣 ・内閣府特命担当大臣（消費者）</p> | <p>①健康被害等に関する情報の提供と的確な対応</p> <p>②エステ等を利用する消費者の安全確保のための措置</p> <p>③不適切な表示（広告）の取締りの徹底</p> <p>④美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底</p> | <p>※平成 24 年 6 月までに、建議に対する実施状況等について厚生労働大臣及び内閣府特命担当大臣（消費者）に対して報告を求めている。</p> |
| <p>「公共料金問題についての建議」 (平成 24 年 2 月 28 日)</p> <p>【提出先】 ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・経済産業大臣 ・国土交通大臣</p> | <p>①公共料金の決定過程の透明性及び消費者参画の機会を確保する観点から、ア) 所管省庁における情報提供の実施状況についてのフォローアップの実施、イ) 審議会の委員が消費者の権利・利益を十分代弁し得る人材が登用されているかという視点からの確認、ウ) 物価担当官会議申合せに基づく所管省庁との協議の的確な実施、エ) 課題の検討（消費者の視点からチェックするための第三者機関設置の必要性、デフレ時代に見合った料金水準への「値下げ」を求めることができる仕組みのあり方、原価の査定が厳正に行われるような仕組みのあり方等）</p> <p>②鉄道運賃等の決定過程の透明性及び消費者参画の機会を確保する観点から、ア) 鉄軌道の情報提供ガイドラインの見直し、イ) 加算運賃に関する情報についての確認と適切な情報提供の実施、ウ) 運輸審議会</p> | <p>※平成 24 年 8 月までに、建議に対する実施状況等について内閣府特命担当大臣（消費者）、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して報告を求めている。</p> |

| 建議 | 建議の概要 | 主な成果 |
|----|---|------|
| | <p>における審議経過を消費者に伝えるために提供すべき情報（議事録、審議資料、公聴会での意見の反映状況、審議会への諮問を必要としないと判断した理由等）の拡大について検討、エ）消費者の権利・利益を十分代弁し得るという観点から、運輸審議会の委員を選任すること、及び運輸審議会一般規則に定める「利害関係人」について、日常的にその交通機関を利用する消費者（利用者）を含めることについて検討</p> <p>③電気料金の決定過程の透明性等を確保する観点から、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」における議論の結果等を踏まえた情報提供の実施と電気事業法第 23 条に基づく変更命令（値下げ）が確実に行えるよう法令等の見直しについて検討</p> | |

2. 提言（7件）

| 提言 | 提言の概要 | 主な成果 |
|--|--|--|
| <p>「未公開株等投資詐欺被害対策について（提言）」 （平成22年4月9日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・内閣府特命担当大臣（金融） ・国家公安委員会委員長 | <ol style="list-style-type: none"> ① 被害救済を迅速に進めるための民事ルールの整備（無登録事業者の販売行為の無効化等、特商法の適用範囲の拡大） ② 違法行為に対する抑止効果のある制裁措置の検討・導入（法定刑の見直し、罰則以外のより効果的な制裁措置の検討・導入） ③ 効果的な行政対応（悪質な無登録事業者の情報収集・事業者名公表、無登録事業者への裁判所に対する申し立て制度の活用、販売業者情報の開示規制の実効的な運用） ④ その他（関係当局による取締りの強化、高齢者等に対する注意喚起や被害相談のあり方への努力・工夫、不招請勧誘禁止の未公開株等への拡張） | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>無登録業者が非上場会社等の株式・社債等の売り付けを行った場合、売買契約の無効、無登録業者に対する規制の新設・罰則の引上げ、裁判所による差止命令の申立ての裁判管轄の拡大等を内容とする、金融商品取引法の改正法案が国会で成立（平成23年5月17日）。</u> ○ <u>効果的な行政対応（悪質な事業者名公表、無登録事業者への裁判所に対する申し立て制度の活用）を順次図っている。</u> ○ <u>高齢者等に対する注意喚起について関係機関が連携して実施。</u> |
| <p>「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言」 （平成22年7月23日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・厚生労働大臣 ・農林水産大臣 | <ol style="list-style-type: none"> ① 消費者安全法上の措置について（安全法施行後に収集された窒息事故に関する危険情報に係る事案の追跡調査を含めた事実確認の早急かつ誠実な実施、その結果を踏まえた安全法が定める所要の措置） ② 食品の形状・物性面での安全性についての法整備について（「参考指標」の作成、食品の形状・物性面での安全性の確保のための法整備に向けた検討） | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>「こんにゃく入りゼリー等の物性・形状等改善に関する研究会」でとりまとめた報告書（平成22年12月22日）において、こんにゃく入りゼリーやそれに類する食品等について、重篤な窒息事故につながり得る食品等側のリスク要因を踏まえ、「窒息事故リスク低減の考え方の整理－参照指標」を提示。</u> ○ <u>こんにゃく入りゼリー製造等事業者の製品改善等の取組状況について公表（平成23年12月）。</u> |
| <p>「決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言」 （平成22年10月22日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・経済産業大臣 | <ol style="list-style-type: none"> ① 被害事例及び決済代行業者の実態把握 ② より厳正な処分及び消費者への注意喚起 ③ 通信販売業者による決済代行業者に係る表示の義務付け ④ その他必要な制度改正に向けた検討（関連法令の見直しの検討・海外の加盟店側カード会社等の関係事業者間での紛争処理のルールの見直しに関する海外への働きかけ等） | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>決済代行業者を経由した出会い系サイトにおけるインターネット取引の実態調査、及びクレジットカードに係る決済代行業者を介在した取引の苦情相談の内容分析を実施（平成22年11～12月）。</u> ○ <u>実態調査等の結果も踏まえ、「インターネット消費者取引研究会」取りまとめ（平成23年3月）において、詐欺的なサイトへの厳格な法執行・警察との連携強化、消費者への啓発、決済代行業者の登録制度の導入など、具体的な取組を提示。平成23年7月からは「インターネット消費者取引連絡会」を設置し、インターネット取引をめぐる最近の課題について関係行政機関や事業者団体等で情報を共有して対策を検討。</u> |

| 提言 | 提言の概要 | 主な成果 |
|--|---|---|
| <p>「特定保健用食品の表示許可制度についての提言」 (平成23年8月12日)</p> <p>【提出先】 ・消費者庁長官</p> | <p>①事業者が新たな科学的知見を収集し、報告をする制度や、報告された知見を科学的・中立的に分析・評価する体制を検討すべき</p> <p>②再審査手続開始後の情報提供について、審査状況等に関する情報を消費者に広く提供する方策を検討すべき</p> <p>③許可の更新制度の導入に向けて、有効性や安全性に係る審査基準の明確化や有効期間の設定、審査体制の整備等の検討を開始すべき</p> <p>特に、許可の更新制については、更新審査を適切に実施するための審査体制の整備が重要であることから、消費者庁においてはこの点を十分留意した上で、許可の更新制の導入に向けた検討を進めること</p> | <p>○消費者庁の食品表示一元化検討会における、「一元化の検討にあわせて検討することとされている事項」として、本提言について記載。</p> |
| <p>「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」 (平成23年8月26日)</p> <p>【提出先】 ・消費者庁長官 ・法務大臣</p> | <p>早急に消費者契約法改正の検討作業に着手し、民法（債権関係）改正の検討作業と連携すること</p> | <p>○<u>消費者委員会内において、委員長ののもと、消費者契約法に関する調査作業チームを設置し、消費者契約法改正作業に向けた論点整理を開始（平成23年12月）。</u></p> |
| <p>「貴金属等の訪問買取り被害抑止と特定商取引法改正についての提言」 (平成23年11月11日)</p> <p>【提出先】 ・消費者庁長官 ・経済産業省商務情報政策局長 ・警察庁生活安全局長</p> | <p>①貴金属等の訪問買取りに係るトラブルに対する法的措置について、具体的な内容を迅速に示すこと</p> <p>②特定商取引法の規制の枠外とされている「権利」についても見直しを行い、また、被害が生じている取引に関して、「販売」や「役務の提供」という枠組みにとらわれずに迅速な対応を行う体制の整備</p> | <p>○消費者庁「貴金属等の訪問買取りに関する研究会中間とりまとめ」において法的規制のあり方を示し、<u>特定商取引法の改正によって対応する方針を提示（平成23年12月）。</u></p> <p>○取引類型として「訪問購入」を追加し、クーリングオフ等の規程を盛り込んだ<u>特定商取引法の一部改正法案が閣議決定（平成24年3月）。</u></p> |
| <p>「住宅用太陽光発電システムの販売等に係る消費者問題についての提言」 (平成24年3月27日)</p> <p>【提出先】 ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・経済産業大臣</p> | <p>①特定商取引法等の執行の強化</p> <p>②割賦販売に対する適切な対応</p> <p>③業界団体を通じた販売方法の適正化、品質の向上のための取組</p> <p>④支援制度等に関する分かりやすい情報の提供</p> | <p>※適宜フォローアップを行う予定。</p> |

3. 意見等（17件）

| 日付 | タイトル |
|-------------------|--|
| 平成 21 年 12 月 14 日 | 地方消費者行政の充実強化に向けて |
| 平成 22 年 3 月 3 日 | 消費者基本計画策定に向けての意見 |
| 平成 22 年 3 月 25 日 | 消費者基本計画の検証・評価・監視についての視点 |
| 平成 22 年 6 月 25 日 | 消費者安全法に基づく国会報告について今後重視されるべき基本的視点 |
| 平成 23 年 3 月 4 日 | 「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見 |
| 平成 23 年 3 月 11 日 | 公益通報者保護制度の見直しについての意見 |
| 平成 23 年 6 月 10 日 | 消費者基本計画の平成 22 年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しについての意見 |
| 平成 23 年 6 月 10 日 | 消費者行政体制の一層の強化について－「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理についての意見－ |
| 平成 23 年 6 月 24 日 | 「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見 |
| 平成 23 年 8 月 12 日 | 「国民生活センターの在り方の見直し」に関する検討についての意見 |
| 平成 23 年 8 月 12 日 | 原料原産地表示拡大の進め方についての意見 |
| 平成 23 年 8 月 23 日 | 「健康食品の表示の在り方」に関する中間整理 |
| 平成 23 年 8 月 26 日 | 集団的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見 |
| 平成 23 年 8 月 26 日 | 個人情報保護制度について |
| 平成 23 年 12 月 2 日 | 「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめ（座長試案）についての意見 |
| 平成 24 年 2 月 14 日 | 「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見 |
| 平成 24 年 3 月 27 日 | 消費者基本計画の平成 23 年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見 |

消費者基本計画の検証・評価・監視について

消費者庁・消費者委員会の創設により、新たなステージに入った消費者政策について、平成22年度から5年間を対象とした「消費者基本計画」が平成22年3月に閣議決定された（平成23年7月一部改定）。

消費者基本計画では、毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について、「消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能を最大限に発揮しつつ、検証・評価・監視を行います」と記載されている。消費者委員会においては、これまで、策定時、及び検証・評価及び見直しの際に、それぞれ意見を述べるとともに、消費者委員会として重要と考える施策について、関係省庁ヒアリングを行っている。

(1) 消費者委員会でこれまでに出した消費者基本計画に関する意見等

(策定時)

- ・消費者基本計画策定に向けての意見（平成22年3月3日）
- ・消費者基本計画の検証・評価・監視についての視点(平成22年3月25日)

(検証・評価及び計画の見直し時)

- ・消費者基本計画の平成22年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しについての意見（平成23年6月10日）
- ・消費者基本計画の平成23年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見（平成24年3月27日）

(2) 関係省庁ヒアリング

- ・平成22年5～6月 施策の工程について（18施策）
- ・平成22年10～12月 施策の工程及び平成22年度前半の実施状況について（25施策）
- ・平成23年5～6月 平成22年度の施策の実施状況について(13施策)
- ・平成23年10～12月 平成23年度前半の施策の実施状況について（40施策）

諮問に対する消費者委員会の答申

(計 26 件：平成 24 年 3 月末現在)

| | 概要 | 検討主体 |
|--------------------------------|---|-----------|
| 消費者基本計画（1件） | ・「消費者基本計画」の策定 | 本委員会 |
| 消費者安全の確保に関する基本的な方針（1件） | ・「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の策定 | 本委員会 |
| 食品安全基本法に基づく基本的事項の変更（1件） | ・同法の規定により講ずる措置の実施に関する基本的事項の変更 | 本委員会 |
| 家庭用品品質表示法に基づく表示の標準の改正（2件） | ・表示の標準「テレビジョン受信機」の改正 ・浄水器に係る表示事項の見直し（告示改正） | 本委員会 |
| 特定商取引に関する法律施行令の一部改正（2件） | （以下の業務を適用除外の対象として規程） ・認可特定保健業者による特定保険業及び保険代理業（保険業法） ・放送事業者による放送（放送法）／電気通信事業者による電気通信事業（電気通信事業法） | 本委員会 |
| 特定保健用食品の表示許可（8件） | ・特定保健用食品の表示許可 | 新開発食品調査部会 |
| JAS法の規定に基づく品質表示基準の改正に係る答申（7件） | ・チルドハンバーグステーキ品質表示基準及びチルドミートボール品質表示基準 ・乾めん類品質表示基準 ・加工食品品質表示基準 ・玄米及び精米品質表示基準 ・めん類等用つゆ品質表示基準 ・パパイヤ及びパパイヤ加工品品質表示基準※ ・みそ品質表示基準 | 食品表示部会 |
| 食品衛生法（及び食品衛生法施行規則）の改正に係る答申（5件） | ・乳及び乳製品の成分規格等 ・パパイヤ及びパパイヤ加工品※ ・フルジオキソニルの添加物指定に伴う表示基準 ・食品衛生法施行規則第 21 条に規定する表示基準 ・生食用食肉の表示基準 | 食品表示部会 |

※諮問としては1件のもの（食品衛生法施行規則及びJAS法の規定に基づく品質表示基準の改正に係る答申について（パパイヤ及びパパイヤ加工品））

消費者委員会委員と消費者団体等との意見交換会

(計7回：平成24年3月末現在)

| | 団体名 |
|----------------|---|
| 平成22年7月23日(金) | ○全国消費者行政ウォッチねっと ○日本司法書士会連合会 |
| 平成22年8月6日(金) | ○全国消費者団体連絡会 ○社団法人日本経済団体連合会 ○日本弁護士連合会 |
| 平成23年8月30日(火) | ○全国消費者行政ウォッチねっと ○全国消費者団体連絡会 ○社団法人日本経済団体連合会 ○日本司法書士会連合会 ○日本弁護士連合会 |
| 平成23年12月21日(水) | ○全国消費者行政ウォッチねっと ○全国消費者団体連絡会 |
| 平成24年1月17日(火) | ○社団法人消費者関連専門家会議(ACAP) ○社団法人日本経済団体連合会 |
| 平成24年1月31日(火) | ○日本司法書士会連合会 ○日本弁護士連合会 |
| 平成24年2月16日(木) | ○特定非営利活動法人消費者機構日本 ○特定非営利活動法人消費者支援機構関西 ○社団法人全国消費生活相談員協会 ○特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク ○特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット ○特定非営利活動法人あいち消費者被害防止ネットワーク |

消費者委員会による地方との意見交換

(1) 地方消費者委員会の開催

(計2回：平成24年3月末現在)

| 開催日 | 開催場所 | 共催者 | 概要 |
|-----------------------|------------|--|-----------------------------------|
| 平成24年 1月21日 (土) | 宮城県 仙台市 | 新しい消費者行政を創る宮城 ネットワーク（略称：消費者 ネット宮城） | ・第1部 公開講演会 ・第2部 消費者相談事例報告会 |
| 平成24年 3月24日 (土) | 愛媛県 松山市 | 愛媛大学地域創成研究センタ ー、NPO 法人えひめ消費者ネ ット | ・基調講演 ・ケーススタディ ・パネルディスカッション |

(注) 今後、2～3ヶ月1回程度のペースで開催予定。

(2) 地方懇談会の開催

地方の消費者団体や消費者行政担当部局が主催する意見交換会等に消費者委員会の委員が参加。全国の主要都市等（※）においてこれまでに計20回開催。

(※) 札幌市、青森市、仙台市、香取市、港区、横浜市、新潟市、福井市、大阪市、高知市、福岡市、熊本市

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文

(計 278 件：平成 24 年 3 月末現在)

| 分野 | 件数 | 主な内容 |
|---------|----|---|
| 消費者安全関係 | 42 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ソフトコンタクトレンズの消毒剤 MPS 使用対策 ○ 食の安全関係 ○ 事故調査機関の設置（エレベータ・エスカレータ事故等の原因究明含む） ○ 電磁波問題 ○ 自動車リコール制度 ○ こんにゃく入りゼリー関係 ○ 食品添加物の新規指定 ○ 医薬品のインターネット販売 ○ ポストハーベスト農薬の承認拡大の動きへの歯止めを求める ○ 医薬品の安全関係 ○ 福祉用具の消費者事故関係 ○ 食品安全確保に資する基本的事項の改正 |
| 取引・契約関係 | 48 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 追い出し屋関連対策 ○ 割賦販売法の改正 ○ 決済サービス関係 ○ 不招請勧誘禁止の完全導入を求める ○ 未公開株取引の対策 ○ 介護付有料老人ホーム等の契約条項の是正について ○ 消費者契約法改正 ○ 海外留学あっせん業者に対する規制 ○ 情報商材販売 ○ 提携リース関係 ○ 特定商取引法の改正を求める ○ インターネット取引の制度整備 ○ 倒産手続における消費者保護を求める ○ コメの先物取引 ○ 振り込め詐欺救済法に基づく口座凍結実務 ○ 貴金属等の訪問買取りに係るトラブル ○ 契約弱者としての中小事業者の保護の拡充を求める ○ 高額美容医療 ○ CO₂（二酸化炭素）排出権取引商法の適切な規制を求める ○ 通信販売トラブル ○ 標準旅行業約款の見直し ○ 架空請求等の匿名性が高く追跡困難な消費者被害 ○ 前払い式葬祭サービス契約 |
| 貸金業法関係 | 19 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 改正貸金業法の完全施行関係 ○ 保証制度の改正 ○ 期限の利益当然喪失特約及び遅延損害金規制を求める ○ 多重債務問題関係 ○ 「おまとめローン」を促進する内閣府令案に反対する |

| 分野 | 件数 | 主な内容 |
|--------------|-----|--|
| 食品表示関係 | 16 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品表示法の提案 ○ 健康食品関係 ○ 品質表示基準関係 ○ 栄養成分表示の拡大 ○ 特定保健用食品表示許可制度 ○ 原料原産地表示の拡大 ○ ビート黒糖の表示問題と食品表示制度 |
| 地方消費者行政 | 29 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方消費者行政の充実強化を求める ○ 地方消費者行政の充実強化に対する国の支援のあり方 ○ 消費生活センターの民間委託化関係 |
| 公益通報者保護制度 | 7 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公益通報者保護法の見直しを求める |
| 個人情報保護制度 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保護法の改正を求める ○ ネット上の地図検索システムに関する意見 ○ 「高度情報通信ネットワーク社会」におけるプライバシー権保障システムの実現 ○ 共通番号制度法案 |
| 集団的消費者被害救済制度 | 13 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団的消費者被害救済制度全般 |
| 料金・物価関係 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 北総鉄道の値下げを求める ○ 処方箋の明細の透明化を求める ○ 電話加入権関係 |
| 消費者教育 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者教育推進法制定 ○ 消費者教育の推進 |
| 消費者行政の在り方 | 17 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者行政予算 ○ 消費者庁・消費者委員会の体制強化 ○ 消費者委員会委員の職務 ○ 消費者基本計画 ○ 「PIO-NET2010」新システムの改善 ○ 消費者政策の充実強化 ○ 景品表示法の改正を求める ○ 消費者委員会の進め方 |
| 国民生活センターの在り方 | 52 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民生活センターの機能強化 ○ 国民生活センターの在り方の見直しに対する意見 ○ 国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議関係 |
| 東日本大震災関連 | 8 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 放射能と飲食品の安全 ○ 震災に対応した相談窓口の設置 ○ 災害援護式貸付における保証人徴求の廃止等を求める ○ 震災に伴う貸金業法施行規則の一部改正への抗議 ○ 災害時の消費者への適正な情報提供 |
| その他 | 14 | — |
| 計 | 278 | — |

消費者委員会の権限規定について

【企画立案】

| 権限内容 | | 根拠規定 | 概要 | |
|-------------------|----------|--|---|---|
| 基本的・横断的事項 | 建議・調査審議 | 消費者庁及び消費者委員会設置法 第6条第2項第1号 | 消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。 | |
| | 調査審議 | 消費者庁及び消費者委員会設置法 第6条第2項第2号 | 消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等について、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、調査審議する。 | |
| | 資料の提出要求等 | 消費者庁及び消費者委員会設置法 第8条 | 消費者委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めるとともに、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。 | |
| | 基本方針等の策定 | 消費者基本法 第27条第3項 | 消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするとき、当該基本計画等の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするときには、消費者委員会の意見を聴かなければならない。 | |
| | | 個人情報保護法 第7条第3項 | 内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、基本方針の案を作成する。 | |
| 消費者安全法 第6条第4項 | | 消費者安全の確保に関する基本的な方針(基本方針)を定めようとするときは、内閣総理大臣は消費者委員会の意見を聴かなければならない。 | | |
| 消費者安全法 第7条第2項、第3項 | | 都道府県知事より基本方針の変更の提案があったときは、内閣総理大臣は消費者委員会の意見を聴いて、基本方針の変更を判断する。 | | |
| 食品安全基本法 第21条第2項 | | 内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成する。 | | |
| 個別事項 | 意見聴取 | 表示基準等の策定 | JAS法 第19条の13 第5項 | 内閣総理大臣が農林物資のうち飲食料品の品質の表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ消費者委員会に意見を聴かなければならない。 |
| | | 食品衛生法 第19条 第1項 | 内閣総理大臣は、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定めることができる。 | |
| | | 家庭用品品質表示法 第11条 | 内閣総理大臣は、家庭用品ごとに表示の標準となるべき事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。 | |
| | | 景品表示法 第5条 第1項 | 内閣総理大臣が、①表示・景品類の指定・改廃、②景品類の制限・禁止・改廃、③優良・有利誤認表示以外の不当表示の指定・改廃をする際には、公聴会を開催するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。 | |
| | 政令の制定等 | 特定商品預託法 第11条の2 | 内閣総理大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。 | |
| | | 特定商取引法 第64条第1項、第2項 | 内閣総理大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。 | |
| | | 割賦販売法 第36条第2項 | 主務大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会及び消費者委員会に諮問しなければならない。 | |
| | 議決 | 住宅品質確保法 第3条第4項 | 日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にあっては消費者委員会の議決を経なければならない。(同基準は内閣総理大臣及び国土交通大臣が策定。国土交通大臣は社会資本整備審議会の議決が必要)。 | |
| | その他 | 国民生活安定緊急措置法 第27条第1項、第2項 | 消費者委員会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。消費者委員会は、当該重要事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べることができる。 | |

【執行】

| 権限内容 | | 根拠規定 | 概要 |
|---------|--|--|----|
| 勧告・報告徴収 | 消費者安全法 第20条第1項、第2項 | 消費者委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができ、また、勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。 | |
| 意見聴取 | 消費者安全法 第17条第4項 | 内閣総理大臣が、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認め事業者に対して命令をしようとするとき等には、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。 | |
| | 消費者安全法 第18条第3項 | 内閣総理大臣が六月以内の期間を定めて商品等の譲渡、引渡し、使用することを禁止・制限をしようとするとき等には、あらかじめ消費者委員会の意見を聴かなければならない。 | |
| | 家庭用品品質表示法 第11条 | 内閣総理大臣は、表示に関する命令をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。 | |
| 調査審議 | 健康増進法 第26条第1項 消費者庁及び消費者委員会設置法 第6条第2項第2号 | 販売に供する食品につき、特別の用途に適する旨の表示をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。消費者委員会は、その許可等について、内閣総理大臣の諮問に応じ、必要と認められる事項について調査審議する。 | |